

## 災害医療派遣チーム（「東京DMA T」）

### N B C災害発生時活動要領

平成25年7月1日付25福保医救第269号  
一部改正平成30年1月12日付29福保医救第1067号  
一部改正平成31年3月31日付30福保医救第552号

#### 第1 目的

核・放射線災害（以下「N災害」という。）、生物災害（以下「B災害」という。）、化学災害（以下「C災害」という。）を含む若しくはその可能性がある現場に東京DMA Tが出場し活動する際、隊員の安全を確保し、適正な現場活動を行なうため災害医療派遣チーム（「東京DMA T」）運営要綱（以下「運営要綱」という。）第4の3に基づき、N B C災害発生時活動要領（以下「要領」という。）を定める。

#### 第2 N B C災害の定義

本要領でいうN B C災害とは、毒物・劇物取扱施設や放射線等使用施設及び運搬車両等の事故及び意図的災害により、人体に有害な物質の漏出、曝露のおそれのある災害をいう。

#### 第3 要領の適用

本要領は、都内においてN B C災害が発生、若しくはその可能性がある災害現場に対し、東京DMA T出場が行なわれる際に適用する。

#### 第4 基本方針

- 1 東京DMA Tは、東京消防庁の管理下で安全な区域（以下「消防警戒区域」という。）において活動する。
- 2 N B C特殊災害チーム（以下「特殊災害チーム」という。）は、東京都内においてN B C災害が発生、若しくはその可能性がある災害現場に出場する。

#### 第5 特殊災害チームの指定

- 1 東京都は、N B C災害特有の症例に対し、医学的助言等を行うことで傷病者の救命と東京DMA Tの安全な活動を図るため、N B C災害に対する専門的な知見を有し、東京消防庁とN B C災害に対する連携訓練を行っている東京DMA T隊員の医師等を、特殊災害チームとして指定する。
- 2 東京都は、特殊災害チームを指定するに当たり、特殊災害チームの候補者に研修を実施する。
- 3 前2の研修の対象となる者は、東京DMA T指定病院に所属する東京DMA T隊員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第64条の3に定める女性は除く。）のうち、

受講を希望する隊員から東京都が決定する。

## 第6 訓練

- 1 東京都は、大規模テロ災害対処訓練をはじめ、東京消防庁が実施する特殊災害の訓練等に東京DMA T及び特殊災害チームを参加させる。
- 2 1の訓練への参加に当たっては、この要領に基づくものとする。

## 第7 出場準備

- 1 運営要綱第5、1で整備した装備品のほか、この要領に基づく活動で必要と判断される装備品及び医薬品等については、別途、福祉保健局が準備するものとする。
- 2 特殊災害チームは、1以外の医薬品及び個人装備品を独自に増強し携行することができる。

## 第8 要請

### 1 要請基準

#### (1) 東京DMA Tの要請基準

運営要綱第4、1(2)要請基準による。

#### (2) 特殊災害チームの要請基準

ア 特殊災害チームによる医学的助言が効果的であると東京消防庁警防本部（以下「警防本部」という。）が判断した場合

イ NBC災害現場における救命処置等に効果的であると警防本部が判断した場合

### 2 出場要請

#### (1) 東京DMA Tの出場要請

運営要綱第4、1(3)出場要請による。

#### (2) 特殊災害チームの出場要請

NBC災害発生時、東京消防庁は、特殊災害チームの所属する東京DMA T指定病院（以下「指定病院」という。）に出場を要請する。

### 3 出場

(1) 特殊災害チームの出場を要請された指定病院の長は、特殊災害チームを出場させる。

(2) 特殊災害チームは、東京DMA T連携隊（以下「DMA T連携隊」という。）とともに被災現場へ出場する。

## 第9 活動

### 1 活動内容

東京DMA T及び特殊災害チームは東京消防庁の指揮下に入り、安全が確保された場所において、DMA T連携隊と連携して以下の活動を行う。

#### (1) 東京DMA Tの活動

ア 現場救護所で、傷病者に対するトリアージ及び救命処置を実施する。

イ 現場救護所で、搬送を行う救急隊等への医学的な助言を行う。

#### (2) 特殊災害チームの活動

特殊災害チームは、東京消防庁の現場指揮本部で指揮本部長を通じて活動中の消防隊に対し、傷病者の救出及び除染の優先度、汚染検査及び除染結果、消防隊員の活動危険、救命処置等への医学的な助言に加え、必要に応じて傷病者に対する救命処置を行う。

東京消防庁は、N災害発生時に限り、本項アの要件をすべて満たす場合、特殊災害チームに対し、本項イの活動を除染区域内で行なわせることができる。

ア 除染区域内での活動要件

- (ア) 傷病者に切迫した人命危険があること
- (イ) 消防隊等により活動環境の安全性が確保されていること
- (ウ) 活動環境に適応した身体防護措置が確保されていること

イ 除染区域内での活動内容

- (ア) 除染及び汚染検査の優先度に関する助言
- (イ) 汚染検査及び除染結果に関する医学的な助言
- (ウ) 消防隊員の活動危険、救命処置等に関する助言

2 引揚げ時の検査

特殊災害チームは、除染区域内から引揚げを行なう際、東京消防庁により汚染検査を受ける。

3 報 告

出場した指定病院は、活動内容を知事に報告する。

## 第10 資器材等の廃棄

活動で使用した除染できない資器材は、東京都と協議し廃棄することができる。なお、除染及び廃棄の手続は、各関係機関の定めるところによる。

## 附則

この要領は、決定の日から施行する。

### 附則（平成30年1月12日付29福保医救第1067号）

この要領は、決定の日から施行する。

### 附則（平成31年3月31日付30福保医救第552号）

この要領は、決定の日から施行する。